**平成２３年（フ）第１５６号**
岩手県花巻市中北万丁目819番地２
破産者　田中　悟司
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第３７４号**
岩手県岩手郡岩手町大字子抱第５地割23番地
破産者　柴田　武見
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１４１０号**
横浜市南区中村町３丁目188番地６　リバーサイド川嶋２Ｆ
破産者　森崎　正美
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５２３号**
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目11番38―606号
破産者　鈴木　秀樹
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５５９号**
神奈川県藤沢市下土棚1760番地
破産者　山田　　實
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１５６号**
神奈川県横須賀市阿部倉８番11号
破産者　小出　和弘
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１０７号**
新潟県新発田市西園町３丁目10番13号　クリーンフィールドＡ201、前住所新潟県新発田市緑町２丁目５番35号　フォルテコート緑町302
破産者　秋元　啓示
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第７７２号**
静岡県浜松市南区東町376番地
破産者　藤木　資朗
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第４３５号**
静岡県菊川市下平川790番地の１　サンビレッジＤ102号
破産者　白澤　教安
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第４６６号**
静岡県磐田市和口５番地１
破産者　中村　正美
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第３２４号**
滋賀県彦根市西今町421　彦根中央病院内、住民票上の住所滋賀県彦根市芹町２番７号
破産者　笠原　輝虎
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４１３号**
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番3610号
破産者　金子　正隆
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１５４号**
福岡県小郡市赤川287番地
破産者　白水　福広
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３６０号**
長崎県西彼杵郡時津町元村郷451番地２、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目24番９号
破産者　平口　和男
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０７号**
長崎県長崎市西海町1753番地２　雇用促進住宅２棟407号室
破産者　谷口　健二
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３７１号**
大分市大字東院281番地の１
破産者　三ノ宮さゆり
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２４号**
沖縄県名護市大北３丁目16番１―２―104号　大北団地
破産者　中村　良子
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第２１０号**
鹿児島県鹿児島市上谷口町1611番地１プランドール松元206号
破産者　木下　芳昭
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第６９号**
栃木県足利市通５丁目3219番地
破産者　川島　壯一
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部